

平成28年3月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油温風暖房機(開放式) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
(うち空気清浄機1件、電気掃除機1件、送風機1件、
ラミネーター1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 2件
(うちエアコン(室外機) 1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201400597、A201400869及びA201500410を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500876	平成28年3月10日	平成28年3月25日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-577LE	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	平成28年3月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400597	平成26年12月9日	平成26年12月19日	空気清浄機	AC-4315	ツインバード工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のファンモーターがロックして異常発熱した際、温度ヒューズ(過熱保護部品)が溶断し、回路が遮断したものの、当該温度ヒューズの不具合により、内部で一時的に再導通したため、スパークが発生して出火したものと推定される。	埼玉県	平成26年12月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201400869	平成27年2月22日	平成27年3月23日	電気掃除機	Puzzi8/1C	ケルヒージャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を焼損し、周辺を破損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品内部の給水ポンプの巻線と接続端子部にそれぞれ溶融痕が認められることから、長時間の通電により、巻線が絶縁劣化しレイヤーショート(巻線の層間での短絡)を生じて出火したのか、接続端子部で接触不良が生じて異常発熱し出火したものと推定されるが、焼損が著しいため、原因の特定には至らなかった。	静岡県	平成27年3月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500410	平成27年8月16日	平成27年9月25日	送風機	RB40SA	日立工機株式会社 (輸入事業者)	火災	<p>工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。</p> <p>調査の結果、当該製品は、可搬タイプであったが、長期間固定した状態で連続運転したため、送風(集塵)ファンのモーター部及びモーター冷却用通風穴に粉塵が堆積して閉塞し、モーターが異常発熱して焼損した際に、モーター部に堆積した粉塵に引火して出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「回転させたまま、台や床などに放置しない。」旨記載されているが、長期間の連続運転や固定使用した際にファンのモーター冷却用通風穴が閉塞され、火災に至る危険性について記載されていなかったことも、事故発生に影響したものと考えられる。</p>	静岡県	平成27年9月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201500875	平成28年3月13日	平成28年3月24日	ラミネーター	LPD2313	フジプラ株式会社 (輸入事業者)	火災	<p>店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。</p> <p>現在、原因を調査中。</p>	栃木県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500874	平成28年3月13日	平成28年3月24日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	平成28年3月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500877	平成28年3月11日	平成28年3月25日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電気掃除機（管理番号：A201400869）



送風機（管理番号：A201500410）



ラミネーター（管理番号：A201500875）

